

頁	行	修正前	修正後	理由
3	2	第 1 章 総則 第 1 節 計画の目的及び基本理念 2 計画の修正及び公表 <u>(新設)</u> 笠岡市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、(略) 広報紙等により地域住民に周知徹底を図るものとする。	第 1 章 総則 第 1 節 計画の目的及び基本理念 2 計画の修正及び公表 (1) 地域防災計画 笠岡市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、(略) 広報紙等により地域住民に周知徹底を図るものとする。	風水害編との整合性をとるため
	7	<u>(新設)</u>	(2) 地区防災計画 市は, 市防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け, 必要と認めるときには, 市防災計画に地区防災計画を定める。	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由				
6	表中	第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 笠岡市 <table><tr><td>笠岡市</td><td>(略) 14 被災児童・生徒等に対する応急の教育 <u>15 被災児童に対する応急的で安全・安心な生活環境の確保</u> <u>16</u> 公共土木施設, (略) <u>17</u> 農産物, (略) <u>18</u> 水防, (略) <u>19</u> 公共土木施設, (略) <u>20</u> 高層建築物・(略) <u>21</u> 交通整理, (略) <u>(新設)</u> 22 被災者からの (略)</td></tr></table>	笠岡市	(略) 14 被災児童・生徒等に対する応急の教育 <u>15 被災児童に対する応急的で安全・安心な生活環境の確保</u> <u>16</u> 公共土木施設, (略) <u>17</u> 農産物, (略) <u>18</u> 水防, (略) <u>19</u> 公共土木施設, (略) <u>20</u> 高層建築物・(略) <u>21</u> 交通整理, (略) <u>(新設)</u> 22 被災者からの (略)	第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 笠岡市 <table><tr><td>笠岡市</td><td>(略) 14 被災児童・生徒等に対する応急の教育及び安全・安心な生活環境の確保 (14に統合) <u>15</u> 公共土木施設, (略) <u>16</u> 農産物, (略) <u>17</u> 水防, (略) <u>18</u> 公共土木施設, (略) <u>19</u> 高層建築物・(略) <u>20</u> 交通整理, (略) <u>21 緊急輸送の確保</u> 22 被災者からの (略)</td></tr></table>	笠岡市	(略) 14 被災児童・生徒等に対する応急の教育及び安全・安心な生活環境の確保 (14に統合) <u>15</u> 公共土木施設, (略) <u>16</u> 農産物, (略) <u>17</u> 水防, (略) <u>18</u> 公共土木施設, (略) <u>19</u> 高層建築物・(略) <u>20</u> 交通整理, (略) <u>21 緊急輸送の確保</u> 22 被災者からの (略)	風水害編との整合性をとるため
		笠岡市	(略) 14 被災児童・生徒等に対する応急の教育 <u>15 被災児童に対する応急的で安全・安心な生活環境の確保</u> <u>16</u> 公共土木施設, (略) <u>17</u> 農産物, (略) <u>18</u> 水防, (略) <u>19</u> 公共土木施設, (略) <u>20</u> 高層建築物・(略) <u>21</u> 交通整理, (略) <u>(新設)</u> 22 被災者からの (略)					
笠岡市	(略) 14 被災児童・生徒等に対する応急の教育及び安全・安心な生活環境の確保 (14に統合) <u>15</u> 公共土木施設, (略) <u>16</u> 農産物, (略) <u>17</u> 水防, (略) <u>18</u> 公共土木施設, (略) <u>19</u> 高層建築物・(略) <u>20</u> 交通整理, (略) <u>21 緊急輸送の確保</u> 22 被災者からの (略)							

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
9	表中	3 指定地方行政機関 1 気象，地象，（略） <u>2 気象，高潮，波浪，洪水の警報・注意報並びに台風，大雨，竜巻等突風に関する情報等を適時・適格に防災機関に伝達するとともに，これらの機関や報道機関を通じた住民への提供</u> <u>3</u> 気象庁が発表した（略） <u>4</u> 気象庁本庁が（略） <u>5</u> 県や市町村，その他の防災関係機関と連携し，防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発活動 <u>6</u> 市町が（略） 大阪管区気象台 岡山地方気象台	3 指定地方行政機関 1 気象，地象（略） （削除） 2 気象庁が発表した（略） 3 気象庁本庁が（略） 4 県や市町村，その他の防災関係機関と連携し，防災体制の整備や事業継続計画の策定等を援するため，防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発活動 5 市町が（略） 大阪管区気象台 岡山地方気象台	風水害の項目は風水害編に記載があるので地震・津波編から削除 項目削除による番号付替え 県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前		修正後		理由
10	表中	4 岡山県及び県警察		4 岡山県及び県警察		不要な句点の削除
		岡山県備中県民局 岡山県企業局 (略) 9 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定，津波災害警戒区域等の設定等。 (略)	岡山県備中県民局 岡山県企業局 (略) 9 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定，津波災害警戒区域等の設定等 (略)			
12	表中	5 指定公共機関		5 指定公共機関		風水害編との整合性をとるため
		日本赤十字社 岡山県支部 (略) 2 緊急救護に適する救助物資(緊急セット（日用品等）等)の備蓄による災害時における被災者への給付 3 赤十字奉仕団等による炊き出し，物資配給等 (略)	日本赤十字社 岡山県支部 (略) 2 緊急救護に適する救助物資(毛布・緊急セット（日用品等）等)の備蓄による災害時における被災者への給付 3 赤十字奉仕団等による炊き出し，救援物資の配布等 (略)			

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前		修正後		理由				
12	表中	<table><tr><td>西日本高速道路株式会社 中国支社岡山管理事務所及び福山管理事務所</td><td>(略) 2 災害防止 (略)</td></tr></table>		西日本高速道路株式会社 中国支社岡山管理事務所及び福山管理事務所	(略) 2 災害防止 (略)	<table><tr><td>西日本高速道路株式会社 中国支社岡山管理事務所及び福山管理事務所</td><td>(略) 2 災害防止措置 (略)</td></tr></table>		西日本高速道路株式会社 中国支社岡山管理事務所及び福山管理事務所	(略) 2 災害防止措置 (略)	風水害編との整合性をとるため
西日本高速道路株式会社 中国支社岡山管理事務所及び福山管理事務所	(略) 2 災害防止 (略)									
西日本高速道路株式会社 中国支社岡山管理事務所及び福山管理事務所	(略) 2 災害防止措置 (略)									
14	12	第4節 市民及び事業所の基本的責務 1 市民の基本的責務 (1) 個人 ア 災害に関する教訓を後世へ伝えるとともに、平常時から家庭において災害時の避難や連絡の方法等について話し合い、自助の理念に基づく災害対策の推進に努める。		第4節 市民及び事業所の基本的責務 1 市民の基本的責務 (1) 個人 ア 災害に関する教訓を後世へ伝えるとともに、平常時から家庭において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の避難や連絡の方法等について話し合い、自助の理念に基づく災害対策の推進に努める。		風水害編との整合性をとるため				

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
15	下 1	2 事業所の基本的責務 (5) (略) また、国、県及び市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。 <u>＜条例協定等 2－31 笠岡市防災基本条例＞</u>	2 事業所の基本的責務 (5) (略) また、国、県及び市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。	(5) は笠岡市防災基本条例に記載がないため
16	4 5 12	第 5 節 笠岡市の防災環境 1 自然的条件 (1) 地勢 岡山県の西南部、広島県との県境に接する北緯 34° 30' 14", 東経 133° 30' <u>34</u>" に位置し、総面積 136.24km²（平成 29.10.1 現在）である。 (略) (2) 気候 南の四国山地、北の中国山地の間であって年平均気温は <u>15.7</u>°C、年降雨量 <u>1,055.1</u>mm と少なく、年平均風速も 2.1m/S と弱く典型的な瀬戸内海気候を示し、台風、地震等の災害も比較的少なく自然的に恵まれた	第 5 節 笠岡市の防災環境 1 自然的条件 (1) 地勢 岡山県の西南部、広島県との県境に接する北緯 34° 30' 14", 東経 133° 30' <u>36</u>" に位置し、総面積 136.24km²（令和 4.4.1 現在）である。 (略) (2) 気候 南の四国山地、北の中国山地の間であって年平均気温は <u>16.6</u>°C、年降雨量 <u>889.5</u>mm と少なく、年平均風速も 2.1m/S と弱く典型的な瀬戸内海気候を示し、台風、地震等の災害も比較的少なく自然的に恵まれた地	統計かさおか令和 4 年版と整合 令和 5 年気象庁 HP と整合

頁	行	修正前	修正後	理由
16	下 4 下 2	地域である。 (略) 2 社会的条件 (1) 人口 本市の人口は、昭和 27 年 4 月 1 日金浦町と合併して、市制施行後、増加の一途をたどり、昭和 35 年 4 月 1 日北川村を編入して、人口はピークに達した(73,232 人)、その後年々減少し、令和<u>5</u>年 10 月 31 日現在 <u>44,943</u> 人となっている。 (2) 都市化 市域の中央部を東西に国道 2 号<u>線</u>が、また市街地 3 km 北側に国道 2 号<u>線</u>と平行して山陽自動車道が走り、南北に県道笠岡井原線、笠岡美星線が延びている。また、市街地周辺の山地、丘陵等に住宅及び工業団地の開発が進んでいるほか、駅前土地区画整理事業をはじめ、市内中心部に都市計画道路等交通網の整備がなされている。さらに、公共下水道、教育、文化施設の建設等都市化が進んでいる。	域である。 (略) 2 社会的条件 (1) 人口 本市の人口は、昭和 27 年 4 月 1 日金浦町と合併して、市制施行後、増加の一途をたどり、昭和 35 年 4 月 1 日北川村を編入して、人口はピークに達した(73,232 人)、その後年々減少し、令和 <u>6</u>年 10 月 31 日現在 <u>44,100</u> 人となっている。 (2) 都市化 市域の中央部を東西に国道 2 号が、また市街地 3 km 北側に国道 2 号と平行して山陽自動車道が走り、南北に県道笠岡井原線、笠岡美星線が延びている。また、市街地周辺の山地、丘陵等に住宅及び工業団地の開発が進んでいるほか、駅前土地区画整理事業をはじめ、市内中心部に都市計画道路等交通網の整備がなされている。さらに、公共下水道、教育、文化施設の建設等都市化が進んでいる。	時点修正等

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
20	8	3 災害履歴 （略） 【 】は，気象庁が命名した地震である。 <u>（新設）</u>	3 災害履歴 （略） 【 】は，気象庁が命名した地震である。 （3）備考 令和6年8月8日16時43分頃，日向灘を震源とするM7.1，最大震度6弱の地震が発生し，笠岡市内でも震度1を観測したが，人的，物的被害はなかった。その後，気象庁から17時00分に南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され，笠岡市では注意体制とした。同日，19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され，笠岡市では警戒体制に移行した。15日17時00分に気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の呼びかけ終了が発表され，笠岡市の警戒体制を解除した。	南海トラフ地震臨時情報発表履歴の追記

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
45	10	第8節 津波災害対策の基本的な考え方 （略） ②の地震・津波に対しては、「命を守る」ことに加え、住民等の避難を軸に、住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備など、津波浸水想定を踏まえたハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、（略）	第8節 津波災害対策の基本的な考え方 （略） ②の地震・津波に対しては、「命を守る」ことに加え、住民等の避難を軸に、住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難場所（道路の高架区間等を避難場所として活用する緊急避難施設や津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備など、津波浸水想定を踏まえたハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、（略）	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
52	20	第2章 地震・津波予防計画 第1節 自立型の防災活動の推進 第1項 自立型・災害回避型ライフスタイルの普及計画及び定着 2 対策 （1）防災知識の普及（略） エ （略）被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	第2章 地震・津波予防計画 第1節 自立型の防災活動の推進 第1項 自立型・災害回避型ライフスタイルの普及計画及び定着 2 対策 （1）防災知識の普及（略） エ （略）被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。	県防災計画に整合
53	13	（略） ク 地域における防災活動を促進するため、消防団についても青年層・女性層団員の参加促進等により、<u>その活性化に努める。</u>	（略） ク 地域における防災活動を促進するため、消防団についても青年層・女性層団員の参加促進等に<u>取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u>	県防災計画に整合
	17	ケ （略）広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害教訓	ケ （略）広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、<u>災害</u>	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
53	下 4	等の伝承を行う住民の取り組みを支援する。 （２）家庭・地域への普及対策 （略） イ 市は防災週間や防災関連行事を通じ、次のような事項について防災意識の普及，啓発を図る。 。	に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え，災害教訓等の伝承を行う住民の取り組みを支援する。 （２） （略） イ 市は防災週間や防災関連行事等を通じ，次のような事項について防災意識の普及，啓発を図る。	県 防 災 計 画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
54	5	・住宅の耐震診断と補強，家具の固定，ガラスの飛散防止，火災予防，非常持出品の準備等，家庭における防災対策に関する知識	・住宅の耐震診断と補強， 感電ブレーカーの設置 ，家具の固定，ガラスの飛散防止，火災予防，非常持出品の準備等，家庭における防災対策に関する知識	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
61	11	第５項 地域防災活動施設整備計画及び推進 ２ 対策 （１）活動施設の整備 （略） ウ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の<u>施設・装備の改善</u>を図る。	第５項 地域防災活動施設整備計画及び推進 ２ 対策 （１）活動施設の整備 （略） ウ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実</u>を図る。	県防災計画に整合
68	下 10	第７項 物資等の確保計画 １ 物資の備蓄・調達 （略）物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。	第７項 物資等の確保計画 １ 物資の備蓄・調達 （略）物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国（消防庁）はこれを支援する。</u>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
75	7	第8項 津波災害予防計画 第3 要配慮者への配慮 （略）被災時の老若男女のニーズの違い等それぞれの視点に十分配慮するよう努める。<u>。</u> また、市は、<u>。</u>（略）	第8項 津波災害予防計画 第3 要配慮者への配慮 （略）被災時の老若男女のニーズの違い等それぞれの視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u> また、市は、<u>。</u>（略）	県防災計画に整合
80	10	第2節 迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理） 第1項 災害応急体制整備計画 2 対策 第5 関係機関の整備 （2）防災関係機関相互の連携 ア （略）「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するように努めるとともに、訓練<u>・</u>研修等を通	第2節 迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理） 第1項 災害応急体制整備計画 2 対策 第5 関係機関の整備 （2）防災関係機関相互の連携 ア （略）「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するように努めるとともに、<u>大規模広域災害時</u>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
80	10	じて構築した関係を持続的なものにするよう努める。 （略）	に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実戦型の訓練及び研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。 （略）	県防災計画に整合
81	17	カ（略）その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。	カ（略）その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
81	19 20	キ 市は、消防の応援について、近隣市町及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。 （略）	キ 市は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、消防の応援について、近隣市町及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるものとする。また、デジタル技術の活用による情報収集・分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。（略）	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
83	13	第2項 情報の収集連絡体制整備計画 2 対策 第1 災害時の通信手段の確保 （1）防災関係機関の通信手段 エ 災害時に有効な携帯電話・衛星通信，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお，アマチュア無線については，ボランティアという性格に配慮する。 （略） カ 災害時の情報通信手段の確保のため，その整備・運用・管理等に当たっては，次の点を考慮する。	第2項 情報の収集連絡体制整備計画 2 対策 第1 災害時の通信手段の確保 （1）防災関係機関の通信手段 エ 災害時に有効な携帯電話・衛星通信，公共安全モバイルシステム，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお，アマチュア無線については，ボランティアという性格に配慮する。 （略） カ 災害時の情報通信手段の確保のため，その整備・運用・管理等に当たっては，次の点を考慮する。	県防災計画に整合
	21	① 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・<u>拡充</u>，相互接続等によるネットワーク間の連携の確保 （略）	① 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化，相互接続等によるネットワーク間の連携の確保 （略）	
	下3	<u>（新設）</u>	⑥ 特に地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
88	下 1	第 3 項 救助，救急，医療体制整備計画 第 3 医療体制 2 対策 （3）災害・救急医療拠点病院等の整備 [県] 県において，災害時に医療提供の拠点となる，基幹災害拠点病院（県内で 1 病院）並びに地域災害拠点病院（県内 <u>1 0</u> 病院）を指定し，順次整備することにより被災した地域の医療供給が継続できる体制を確保する。	第 3 項 救助，救急，医療体制整備計画 第 3 医療体制 2 対策 （3）災害・救急医療拠点病院等の整備 [県] 県において，災害時に医療提供の拠点となる，基幹災害拠点病院（県内で 1 病院）並びに地域災害拠点病院（県内 1 1 病院）を指定し，順次整備することにより被災した地域の医療供給が継続できる体制を確保する。	時点修正
96	11	第 5 項 避難および避難所の設置・運営計画 第 1 避難方法 2 対策 （1）避難計画 （略）勘案しながら，あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 <u>（新設）</u>	第 5 項 避難および避難所の設置・運営計画 第 1 避難方法 2 対策 （1）避難計画 （略）勘案しながら，あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 市は，指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について，適切に受け入れるとともに，避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
97	3	第2 指定避難所の設置 1 基本方針 (略) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む	第2 指定避難所の設置 1 基本方針 (略) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観感染症対策	県防災計画に整合
	4	感染症対策の観感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	
	13	2 対策 (1) 指定避難所の指定・周知 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、</u> 公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。 (略)	2 対策 (1) 指定避難所の指定・周知 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、 <u>家庭動物の受け入れ方法等</u> について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。(略)	
	16			県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
98	16	（略）指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、避難者の生活環境を確保するための設備の整備に努める。県及び市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。	（略）指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、避難者の生活環境を確保するために<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し</u>、設備の整備に努める。県及び市は、感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。	県防災計画に整合
	下 4	（２）指定避場所の施設設備の整備 指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、<u>衛星通信等</u>の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。（略）	（２）指定避場所の施設設備の整備 指定避難所において貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、<u>衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等</u>の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。（略）	県防災計画に整合
	下 3			

頁	行	修正前	修正後	理由
99	17 下 2	(3) 指定避難所における生活物資等の確保 (略)毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。(略) (4) 指定避難所設置マニュアルの策定 (略) キ その他開設責任者の業務 <u>(新設)</u>	(3) 指定避難所における生活物資等の確保 (略)毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。(略) (4) 指定避難所設置マニュアルの策定 (略) キ その他開設責任者の業務 なお、学校施設については、教育活動の継続・再開に向けて、災害時に避難所として開放する部分とそれ以外の部分を区分しておくことを目的に、別途「学校施設利用計画」を策定する。	県防災計画に整合 教育総務課からの修正意見

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
101	9	第3 運営体制 2 対策 （1）行政側の管理伝達体制 （略）深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。 <u>（新設）</u>	第3 運営体制 2 対策 （1）行政側の管理伝達体制 （略）深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。 また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。	県防災計画に整合
102	17	第6項 災害救助用資機材の確保計画 2 対策 [県警察，消防機関] ア 県警察及び消防機関は，ファイバースコープやエアーカッター等災害救助用資機材の整備・充実を図ることとする。	第6項 災害救助用資機材の確保計画 2 対策 [県警察，消防機関] ア 県警察及び消防機関は，ファイバースコープやエアーカッター等災害救助用資機材の整備・充実を図ることとする。また，車両や資機材を小型化・軽量化するなど，被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備にも留意する。	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
103	21	第9項 緊急輸送活動計画 1 基本方針 （略）市町村が開設する地域内輸送拠点を経て各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り，関係機関，周辺住民等に対する周知徹底に努める。	第9項 緊急輸送活動計画 1 基本方針 （略）市町村が開設する地域内輸送拠点を経て各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り，関係機関，周辺住民等に対する周知徹底に努め，広域物資拠点及び地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため，速やかに，運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。	県防災計画に整合
	下1	2 対策 （2）道路啓開の迅速化 道路管理者は，一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し，障害物の除去や応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保に努める。 （略）	2 対策 （2）道路啓開の迅速化 道路管理者は，一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し，障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）や応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保に努める。（略）	県防災計画に整合

頁	行	修正前	修正後	理由
104	下 2	第 10 項 消防等防災業務施設整備計画 2 対策 (2) 消防 (略) ウ 消防ポンプ自動車, 救急自動車等の車両の整備を図る。 (略)	第 10 項 消防等防災業務施設整備計画 2 対策 (2) 消防 (略) ウ 大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車, 救急自動車等の車両の整備を図る。 (略)	県 防 災 計 画に整合
107	4 行 6 行	第 11 項 広域的応援体制整備計画 2 対策 (5) 広域支援体制の確立 (略) 県及び市は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染</u> 症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。 (略)	第 11 項 広域的応援体制整備計画 2 対策 (5) 広域支援体制の確立 (略) 県及び市は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスパー	県 防 災 計 画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
			ス、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 （略）	
108	13	第 12 項 行政機関防災 2 対策 第 1 行政機関の防災訓練計画 （５）非常通信訓練 災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施し、職員の習熟を図る。	第 12 項 行政機関防災 2 対策 第 1 行政機関の防災訓練計画 （５）非常通信訓練 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活躍する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施し、職員の習熟を図る。	県防災計画に整合
109	4	（８）避難所時開設・運営訓練 県及び市は、<u>新型コロナウイルス感染症対策を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。	（８）避難所時開設・運営訓練 県及び市は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
115	下 4	第 3 節 地震・津波に強いまちづくり 第 1 項 建物，まちの不燃化・耐震化計画 2 対策 第 2 まちの不燃化 （ 4 ）道路網の整備 （略） また，避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，無電柱化の促進を図る。	第 3 節 地震・津波に強いまちづくり 第 1 項 建物，まちの不燃化・耐震化計画 2 対策 第 2 まちの不燃化 （ 4 ）道路網の整備 （略） また，避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，国（経済産業省，総務省）が促進する一般送配電事業者，電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ，無電柱化の促進を図る。	県 防 災 計 画に整合
122	5	第 4 項 2 対策 （ 2 ）災害予防及び資機材等の備蓄 イ 仮設トイレ（マンホールトイレを含む。），簡易トイレの備蓄 （略）積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。	第 4 項 2 対策 （ 2 ）災害予防及び資機材等の備蓄 イ 仮設トイレ（マンホールトイレを含む。），簡易トイレの備蓄 （略）積極的な協力が得られるよう協力体制を整え，トイレカーやトイレトレーラー等のより快	県 防 災 計 画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
			適なトイレの配置に配慮するよう努める。	
130	24	第9項 地盤災害予防計画 2 対策 （2）液状化危険地域の予防計画 [県，市] ア 液状化危険地域の把握 （略）液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握し，地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成する。	第9項 地盤災害予防計画 2 対策 （2）液状化危険地域の予防計画 [県，市] ア 液状化危険地域の把握 （略）液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握し，地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成し，それらの情報を活用し，より実態に即した液状化リスク情報の提供に努める。	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																								
134	表中	第3章 地震・津波災害応急対策計画 第1節 応急体制 第1項 応急活動体制 2 対策 第1 防災体制 震度階等に基づく防災体制及び職員の配備 配備体制は、次のとおりとする。	第3章 地震・津波災害応急対策計画 第1節 応急体制 第1項 応急活動体制 2 対策 第1 防災体制 震度階等に基づく防災体制及び職員の配備 配備体制は、次のとおりとする。	追記修正																								
		<table><tr><td>防災体制</td><td>震度階等</td><td>勤務時間内</td><td>勤務時間外</td></tr><tr><td>警戒体制</td><td>(略)</td><td>危機管理部 政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設部 産業部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>非常体制 (市本部の設置体制)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	防災体制		震度階等	勤務時間内	勤務時間外	警戒体制	(略)	危機管理部 政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設部 産業部	(略)	非常体制 (市本部の設置体制)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><td>防災体制</td><td>震度階等</td><td>勤務時間内</td><td>勤務時間外</td></tr><tr><td>警戒体制</td><td>(略)</td><td>危機管理部 政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設部 産業部 上下水道部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>非常体制 (市本部の設置体制)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外	警戒体制	(略)	危機管理部 政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設部 産業部 上下水道部	(略)	非常体制 (市本部の設置体制)	(略)	(略)	(略)
		防災体制	震度階等		勤務時間内	勤務時間外																						
警戒体制	(略)	危機管理部 政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設部 産業部	(略)																									
非常体制 (市本部の設置体制)	(略)	(略)	(略)																									
防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外																									
警戒体制	(略)	危機管理部 政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設部 産業部 上下水道部	(略)																									
非常体制 (市本部の設置体制)	(略)	(略)	(略)																									

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前		修正後		理由
135	表中	南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応		南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応		語句修正
		対応時点	対応	対応時点	対応	
		①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され調査を開始し、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）を発表した時点	注意体制 ・危機管理部員が、主として情報集連絡活動を行い、状況により次の体制の配備に速やかに移行できる準備をする。	①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され調査を開始し、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）を発表した時点	注意体制 ・危機管理部員が、主として情報収集連絡活動を行い、状況により次の体制の配備に速やかに移行できる準備をする。	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
138	8	第2項 地震・津波に関する警報等の種別 1 緊急地震速報（警報） （略） なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。 （略）	第2項 地震・津波に関する警報等の種別 1 緊急地震速報（警報） （略） なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4が予想されるものを特別警報に位置づけている。 （略）	県防災計画に整合
139	図中	第3項 地震・津波情報の伝達計画 第1 地震情報の伝達系統 （1）岡山地方気象台からの伝達 <pre> graph TD A[岡山県 (危機管理課)] --> B[県民局等] A --> C[陸上自衛隊 第13特科隊] A --> D[] D --> E[] </pre>	第3項 地震・津波情報の伝達計画 第1 地震情報の伝達系統 （1）岡山地方気象台からの伝達 <pre> graph TD A[岡山県 (危機管理課)] --> B[県民局等] A --> C[陸上自衛隊中部方面 特科連隊第3大隊] A --> D[] D --> E[] </pre>	組織体制の見直しに伴う修正

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
139	図中	（注）県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。	（注）県から陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊へは、震度4以上の場合に伝達する。	組織体制の見直しに伴う修正
140	図中	第3項 地震・津波情報の伝達計画 第1 地震情報の伝達系統 （2）その他の機関の伝達 イ 本州四国連絡高速道路株式会社の伝達 	第3項 地震・津波情報の伝達計画 第1 地震情報の伝達系統 （2）その他の機関の伝達 イ 本州四国連絡高速道路株式会社の伝達 	本州四国連絡高速道路株式会社坂出管理センターによる修正意見
152	13	第7項 自衛隊災害派遣要請計画 2 対策 （1）災害派遣要請権者及び災害派遣命令者 イ 災害派遣命令者 陸上自衛隊第13特科隊長	第7項 自衛隊災害派遣要請計画 2 対策 （1）災害派遣要請権者及び災害派遣命令者 イ 災害派遣命令者 陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊長	組織体制の見直しに伴う修正

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
164	3	第2節 緊急活動 第1項 救出計画 2 対策 （1）救出活動 [消防機関，県警察，海上保安部等] （略） 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は，<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため，職員の健康管理<u>やマスク着用</u>等を徹底する。	第2節 緊急活動 第1項 救出計画 2 対策 （1）救出活動 [消防機関，県警察，海上保安部等] （略） 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は，感染症対策のため，職員の健康管理等を徹底する。	県防災計画に整合
165	14	（6）ペット等動物の保護 [県（保健医療部）] 県は，飼い主とはぐれるなどした放浪動物の保護・収容について，災害時には，動物愛護センターが情報収集を行うとともに，（公社）岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら，<u>対応</u>する。 （略）	（6）ペット等動物の保護 [県（保健医療部）] 県は，飼い主とはぐれるなどした放浪動物の保護・収容について，災害時には，動物愛護センターが情報収集を行うとともに，<u>飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への相談対応等について</u>，（公社）岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。 （略）	県防災計画に整合

頁	行	修正前	修正後	理由
167	11 15	第３項 救急・医療計画 第１ 医療体制 ２ 対策 (１)指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整〔県〕 (略)国立大学病院，日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ），日本薬剤師会，日本看護協会，民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て，指定避難所等，救護所も含め，(略)その際，県は，医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう，被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう<u>努</u>める。 (略)	第３項 救急・医療計画 第１ 医療体制 ２ 対策 (１)指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整〔県〕 (略)国立大学病院，日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ），日本薬剤師会，日本看護協会，日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ），日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ），民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て，指定避難所等，救護所も含め，(略)その際，県は，医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう，被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。 (略)	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
168	下 9	（２）救護所の設置・救護班の編成 （略） [日本赤十字社岡山県支部] 日本赤十字社岡山県支部は、県との協定に基づく救護班の派遣等を行う。 <u>（新設）</u> [医療機関] 災害拠点病院は、救護班の派遣要請を受けた場合は、概ね次により救護班を編成し、医療活動を行う。 （略）	（２）救護所の設置・救護班の編成 （略） [日本赤十字社岡山県支部] 日本赤十字社岡山県支部は、県との協定に基づく救護班の派遣等を行う。 [公益社団法人岡山県看護協会] 岡山県看護協会は、県との協定に基づく災害支援ナースの派遣等を行う。 [医療機関] 災害拠点病院は、救護班の派遣要請を受けた場合は、概ね次により救護班を編成し、医療活動を行う。 （略）	県防災計画に整合
169	7	（３）救急医療活動のアクセスの確保 [県] （略） また、県本部においては、<u>道路の損壊等により交通機関が不通の場合や被災地まで長時間を要する場合等必要に応じて</u>、ヘリコプターによる空輸について自衛隊又は協定に基づく他府県、民間航空事業者等に、海上輸送について海上保安部、海運事業者等へ協力要請する。	（３）救急医療活動のアクセスの確保 [県] （略） また、県本部においては、<u>機動力のあるヘリコプターや大量輸送が可能な船舶の活用を検討し</u>、ヘリコプターによる空輸について自衛隊又は協定に基づく他府県、民間航空事業者等に、海上輸送について海上保安部、海運事業者等へ協力要請する。	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
172	下 15	第 3 傷病者搬送 2 対策 (1) 搬送手段の確保 [県] (略) 県が所有する公用車を手配するとともに、市、関係医療機関、他府県等に配車を要請することとする。 <u>また、道路の損壊等により交通機関が不通の場合及び遠隔地への搬送などの場合は、必要に応じて、</u>ドクターヘリ、消防防災ヘリ、自衛隊や海上保安庁のヘリ等の効果的な運用について調整する。(略)	第 3 傷病者搬送 2 対策 (1) 搬送手段の確保 [県] (略) 県が所有する公用車を手配するとともに、市、関係医療機関、他府県等に配車を要請することとする。 緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合などは、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、自衛隊や海上保安庁のヘリ等の効果的な運用について調整する。(略)	県 防 災 計 画に整合
175	下 5	第 4 項 避難及び避難所の設置・運営計画 第 1 避難方法 2 対策 (2) 避難誘導及び一般市民の避難 [市] (略) 広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 <u>(新設)</u>	第 4 項 避難及び避難所の設置・運営計画 第 1 避難方法 2 対策 (2) 避難誘導及び一般市民の避難 [市] (略) 広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 また、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、	県 防 災 計 画に整合

頁	行	修正前	修正後	理由
175	下 4 下 3	市は、住民に <u>新型コロナウイルス感染症を含めた感</u> 染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用 の避難スペースに避難誘導する。 <u>(新設)</u>	あらかじめ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避 難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難 者等の支援方策を検討するよう努めるとともに、やむを 得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合 に備えて、あらかじめ、車中泊避難を行うためのスペー スを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討す るよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康 上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資 の備蓄に努める 市は、住民に感染症の濃厚接触者がいる場合は、個 室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。 [県] 県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等感染 症等（指定感染症及び新感染症を含む）発生時におけ る自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、ハ ザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに 居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要 に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた 情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行	県 防 災 計 画 に 整 合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
			えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から 関係機関との調整に努める。	
182	下 6	第 3 避難所の運営体制 2 対策 （3）生活環境への配慮 指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。 ・ 食事供与の状況、トイレの設置状況等、入浴の機会の提供状況、避難者の生活状況を随時把握し、必要な対策を講じる。 （略）	第 3 避難所の運営体制 2 対策 （3）生活環境への配慮 指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。 ・ 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努め、食事供与の状況、トイレの設置状況等、入浴の機会の提供状況、避難者の生活状況を随時把握し、必要な対策を講じる。 （略）	県 防 災 計 画 に 整 合
183	1	把握に努めるとともに、エコノミークラス症候群や感染症に対して必要な措置を講じるよう努める。	把握に努め、 栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施、 エコノミークラス症候群や感染症に対して必要な措置を講じるよう努める。	県 防 災 計 画 に 整 合
	3	・ 市は、指定避難所における 新型コロナウイルス	・ 市は、指定避難所における感染症対策のため、	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
183	6 下 4 下 1	<u>ス感染症を含む感染症対策</u>のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。 - 市は、被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u>の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。（略） - 必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 - 市は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。	避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。 - 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。（略） - 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 - 市は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。	県 防 災 計 画 に 整 合

頁	行	修正前	修正後	理由
183	下 1 下 1	(新設) (新設)	- 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数，食料等の必要な物資数等を集約し，必要に応じ，物資の補充等の支援を行うものとし，被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。 - 市は，車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は，車中泊避難を行うためのスペースの避難者数，食料等の必要な物資数等を集約し，必要に応じ，物資の補充等の支援を行うものとし，被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際，車中泊避難の早期解消に向け，必要な支援の実施等に配慮を求める。	県防災計画に整合
199	下 4	第１２項 物資等の受け入れ，集積，搬送，配分計画 １ 基本方針 被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意する。また，避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ，夏季には冷房器具，（略）	第１２項 物資等の受け入れ，集積，搬送，配分計画 １ 基本方針 被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意する。また，避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ，夏季には冷房器具，（略）	県防災計画に整合

頁	行	修正前	修正後	理由
204	7 下 5	第１３項 ボランティアの受入，活用計画 １ 基本方針 (略) 新型コロナウイルス感染症の<u>発生を踏まえ</u>，感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう，(略) ２ 対策 [社会福祉協議会] (略) また，<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ，県及び市町村と協議し，ボランティアの募集範囲等について判断する。	第１３項 ボランティアの受入，活用計画 １ 基本方針 (略) 新型コロナウイルス感染症<u>流行時の経験も踏まえ</u>，感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう，(略) ２ 対策 [社会福祉協議会] (略) また，感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ，県及び市町村と協議し，ボランティアの募集範囲等について判断する。	県防災計画に整合 県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
211	4	第3節 民生安定活動 第2項 被災者に対する情報伝達広報計画 第1 情報伝達体制 1 基本計画 （略）岡山情報ハイウェイを活用したインターネットホームページなどを活用し、警報、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。 <u>（新設）</u> その際、障がいのある人や外国人等の要配慮者（略）	第3節 民生安定活動 第2項 被災者に対する情報伝達広報計画 第1 情報伝達体制 1 基本計画 （略）岡山情報ハイウェイを活用したインターネットホームページなどを活用し、警報、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。 国はインターネット上の偽情報・誤情報について、関係機関の協力を得て、特に被災地に関する偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努める。 その際、障がいのある人や外国人等の要配慮者（略）	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
228	10 11	第9項 防疫及び保健衛生計画 第2 健康管理 2 対策 [県] ウ 避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（D W A T）を避難所へ派遣する。 <u>（新設）</u>	第9項 防疫及び保健衛生計画 第2 健康管理 2 対策 [県] ウ 避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（D W A T）や災害支援ナースを避難所へ派遣する。 エ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請するものとする。	県防災計画に整合
235	下6	第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画 1 基本方針 （略）相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び（略）	第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画 1 基本方針 （略）相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び（略）	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
240	14	第３項 公共施設等応急対策計画 ２ 対策 （１）復旧体制の整備 [国・県（関係各部等）・市・その他公共施設管理者] ア 県及び市は、（略） <u>イ</u> <u>（新設）</u> <u>エ</u> 県，市及びその他の公共施設管理者は、（略） <u>ウ</u> 各公共施設管理者は、（略）	第３項 公共施設等応急対策計画 ２ 対策 （１）復旧体制の整備 [国・県（関係各部等）・市・その他公共施設管理者] ア 県及び市は、（略） イ 道路管理者及び上下水道，電力，通信等のインフラ事業者は，道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう，関係機関との連携体制の整備・強化を図る。 ウ 県，市及びその他の公共施設管理者は、（略） エ 各公共施設管理者は、（略）	県防災計画に整合
242	11	（３）交通施設の応急復旧計画 [県・市・西日本高速道路（株）・県警察・西日本旅客鉄道（株）] ア 道路施設の応急対策 （ウ）道路管理者は，一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し，障害物の除去や<u>応援</u>復旧等に必要な人員，資機材等の確保に努める。	（３）交通施設の応急復旧計画 [県・市・西日本高速道路（株）・県警察・西日本旅客鉄道（株）] ア 道路施設の応急対策 （ウ）道路管理者は，一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し，障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）や応急復旧等を迅速に行うため，他の道路管理者及び関係機関と連携して，あらかじめ	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
242	12	(エ) 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。	め道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。 (エ) 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。	県防災計画に整合
258	2	第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第8項 迅速な救助 4 消防団の充実 県は、市町村の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行う。	第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第8項 迅速な救助 4 消防団の充実 県は、市町村の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材・拠点施設の充実、必要な資格の取得など実践的な教育・訓練体制の充実を図る取組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行う。	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
274	下 1	第 5 章 災害復旧・復興計画 第 2 節 財政援助等 第 1 項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画 2 対策 （１）法律等により一部負担又は補助するもの イ 要綱等 （ア）公立諸学校建物其他災害復旧費補助 （イ）都市災害復旧事業国庫補助 <u>（ウ）上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助</u>	第 5 章 災害復旧・復興計画 第 2 節 財政援助等 第 1 項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画 2 対策 （１）法律等により一部負担又は補助するもの イ 要綱等 （ア）公立諸学校建物其他災害復旧費補助 （イ）都市災害復旧事業国庫補助	県 防 災 計 画に整合
278	12	第 2 項 災害復旧事業に必要な融資及びその他資金計画 （３）農林漁業関係者への融資等 [県，市] ウ 農業<u>災害補償</u>法に基づく農業共済団体等に対し災害補償業務の迅速，適正化を図るよう要請する。	第 2 項 災害復旧事業に必要な融資及びその他資金計画 （３）農林漁業関係者への融資等 [県，市] ウ 農業<u>保険</u>法に基づく農業共済団体等に対し災害補償業務の迅速，適正化を図るよう要請する。	岡 山 地 方 気 象 台 か ら の 修 正 意 見